

2007年1月11日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2006年12月13日付けで諮問（第222号）された印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成18年10月24日に、埼玉県大宮警察署司法警察員名での捜査関係事項照会書により、捜査の必要から、藤沢市に住民票を有する者の印鑑登録の有無及び印鑑登録がある場合には平成18年1月1日より照会日までの印鑑登録証明書の交付年月日及び枚数並びに印鑑登録証明書の交付についての依頼が実施機関になされた。

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、捜査をするにあたり、公務所又は公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであり、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、「捜査関係事項照会書」により、正当な請求権を有した司法警察員職員によって行われたものであるから、刑罰法令の適正かつ迅速な対応のために必要なものであることと判断する。

なお、本件照会につき、その詳細と照会の具体的な必要性について埼玉県大宮警察署に問い合わせをしたところ、「捜査の内容の詳細については、回答できないが、事件については、印鑑登録証明書を不正に使用した経済事件であり、捜査活動上必要不可欠である。」との回答があった。

(2) 提供する情報の提出先及びその内容

ア 目的外提供の相手方

埼玉県大宮警察署 司法警察員

イ 目的外提供に係る個人情報の内容

本件の目的外提供に係る個人情報は、藤沢市印鑑条例（昭和49年藤沢市条例第5号、以下「印鑑条例」という。）第8条に基づく印鑑登録の有無、印鑑条例第13条に基づく印鑑登録証明書の交付年月日及び枚数、印鑑条例第14条に基づく印鑑登録証明書である。

印鑑登録証明事務は地方自治法第2条第3項に基づく市町村の事務であり、藤沢市の印鑑登録証明事務は印鑑条例及び藤沢市印鑑条例施行規則（昭和49年藤沢市規則第18号）に基づいて執行されている。

印鑑条例第15条には、印鑑登録証明事務に関する書類の閲覧の禁止が定められており、印鑑登録証及び印鑑登録証明書を除く書類を閲覧することはできないことになっている。

しかし「藤沢市個人情報保護条例」の1988年（昭和63年）4月1日施行にあたり、警察署から刑事訴訟法第197条第2項に基づき「印鑑登録」の内容についての目的外提供の依頼があった場合に、その内容の目的外提供の必要性を「認める」、また、本人通知についても「不要」との判断を藤沢市個人情報保護制度運営審議会よりいただいている。

したがって、「印鑑登録証明書」を請求することにより「登録の有無」については確認することができるが「印鑑登録証明書の交付年月日及び交付枚数」については印鑑登録証明書からは得られない個人情報である。

(3) 目的外に提供する必要性について

本件の目的外提供に係る個人情報は、印鑑登録証明書交付申請書によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上

で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は、十分認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

(4) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供にあたり、当該個人情報の帰属者に対して通知することについて提供依頼先に確認したところ、「捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じる」との回答があったことから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(5) 提出資料

- ア 捜査関係事項照会書（写し）
- イ 藤沢市印鑑条例
- ウ 個人情報取扱事務届出書
- エ 印鑑登録証明書交付申請書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件の目的外提供に係る個人情報は、印鑑登録証明書交付申請書によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は認められる。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

個人情報を目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供にあたり、当該個人情報の帰属者に対して通知することについて実施機関が提供依頼先に確認したところ、「捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じる」との

回答を受けている。

以上のことから判断すると、目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上